

## 第4章 ごみの発生・排出抑制のための方策

ごみの発生・排出量が減ることで、焼却や埋立てなどの処理をしなければならない量が減少すれば、それは、地球温暖化の原因といわれる温室効果ガス<sup>※1</sup>の排出を抑制することになり、「低炭素社会」さらには「自然共生社会」の構築にもつながる「循環型社会」の創造に役立ちます。また、より小さな施設での処理が可能となり、施設整備費や運転経費の負担も軽減されます。

その実現のためには、市民一人一人が「ごみを出さない」、ごみを出す場合も「その量を減らし、分別して排出する」などの環境へ配慮した行動が重要になります。また、製品を製造・販売する事業者は、各種リサイクル法の基礎にある「拡大生産者責任<sup>※2</sup>」の考え方のもとでの責任を果たすシステムが重要になります。

このように今日のごみ処理は、市民・事業者・行政がそれぞれの責務と役割に応じて協働して、「“循環型都市よこすか”の創造」に向けて取り組んでいく必要があります。そのために、以下のとおり「3Rの推進<sup>※3</sup>」を図ります。

<sup>※1</sup> 温室効果ガス：二酸化炭素など、地表面から生じる赤外線放射熱を吸収して地表の温度を上昇させるガス。

<sup>※2</sup> 拡大生産者責任：製品が使用され廃棄された後においても、生産者とその製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。

<sup>※3</sup> 3Rの推進：リデュース（Reduce:発生抑制）、リユース（Reuse:再使用）、リサイクル（Recycle:再生利用）によりできる限りごみを出さず、やむを得ず出たごみは資源として再び利用すること。

### 1 発生抑制（リデュース）

ごみの発生を抑制するため、市民・事業者・市が講ずべき主な方策を示します。

項目	市民	事業者
① 使い捨て製品の使用(販売)自粛等	使い捨て製品の使用を自粛します。 また、廃棄された後に環境への負荷が少ない製品を利用します。	使い捨て製品の販売を自粛するよう努めます。 また、メーカーは長持ちする製品づくりに努め、廃棄された後に環境への負荷が少ない製品の開発に努めます。
② マイバッグ・マイボトル等の持参	使用後はごみとなってしまいう必要以上のレジ袋や容器包装廃棄物を家庭に持ち込まないため、マイバッグ・マイボトル等を持参します。	レジ袋削減のための有料化やマイバッグ持参などへの特典付与により、容器包装廃棄物の削減に努めます。また、マイボトル等に対応します。

③ 簡易包装等の推進	簡易包装の製品を選び、過剰な包装は断ります。	消費者の理解を求めながら、簡易包装を推進します。 また、梱包方法の工夫などにより、商品の梱包材使用量を抑制する他、流通のシステムを工夫し、梱包材等の回収およびリサイクルの体制を整備します。
④ 生ごみの減量化	計画的な買い物や調理の工夫などにより、食品ロス <sup>※4</sup> の削減に努めます。 また、生ごみの排出時には、水切りに努めます。	製造・販売業者の連携による余剰食品の減少、外食産業による食べ残し対策など、食品廃棄量の抑制に努めます。
市	① 市は、これらの取り組みが円滑に実施されるよう市民や事業者に対して、ごみの発生抑制に関することについて積極的に啓発を行います。 ② 生ごみ減量化処理機器を購入する市民に対する補助制度を推進し、生ごみの減量化を図ります。また、食品ロスに関する情報提供に努め、食品ロスの削減に向けた市民・事業者の自主的な取組を支援します。 ③ 廃棄物の発生抑制を促進する施策について、国等に積極的に働きかけを行います。	

※4食品ロス：本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。

## 2 再使用（リユース）

発生抑制に努めた後、さらに、再使用（リユース）により、ごみとして排出する量を抑制するため、市民・事業者・市が講ずべき主な方策を示します。

項目	市民	事業者
① 製品の再使用等の推進	捨てる前に、まだ使えないか、他の用途に使えないかを考えます。 使用済み製品を中古市場に提供したり、不用品交換やフリーマーケット等を利用します。また、家具や衣類などの生活用品は、修理・修繕して長く使用します。	リユースしやすい製品の製造・販売に努め、リユースが可能な使用済み製品回収の仕組みづくりにも努めます。 また、製品の修理システムの充実に努めます。
② リターナブル容器の推進	リターナブル容器に入った製品の使用に努めます。	リターナブル容器の普及拡大に努めます。
③ レンタル・リース制度の活用	ライフスタイルに合わせて、衣類・家電などのレンタル・リース制度を活用します。	自らもレンタル・リースの活用を努め、消費者向けにレンタル・リースの仕組みを提供します。
市	① 粗大ごみ家具を再生し、アイクルフェア <sup>※5</sup> で提供します。また、アイクルフェアで古本・古着市を開催したり、フリーマーケットの場所を提供します。 ② 使用済み製品の再使用を促進する仕組みの構築について、国等に働きかけを行います。	

※5アイクルフェア：リサイクルプラザ“アイクル”で実施する、リサイクル推進を目的とした、体験コーナー・再生家具の販売などを内容とするフェア。

### 3 再生利用（リサイクル）

再使用（リユース）に努めた後、分別排出された資源ごみを再生利用（リサイクル）することにより、最終的に処分すべき廃棄物の減量化を図るため、市民・事業者・市が講ずべき主な方策を示します。

項目	市民	事業者
① 分別排出の徹底（資源物の回収）	分別排出を徹底し、資源ごみ収集や集団資源回収に協力します。特に、リサイクル可能な「その他の紙 <sup>※1</sup> 」の集団資源回収への排出に努めます。 また、リサイクル可能な使用済み製品の回収に協力します。	単一素材や素材別に分割可能な製品の製造・販売に努めます。 オフィス町内会 <sup>※2</sup> への加入、資源回収業者や許可業者への委託などにより資源物のリサイクルを図ります。また、リサイクル可能な製品・梱包材の店頭回収を促進します。
② 再生品の使用促進	リサイクル製品の購入や使用促進に努めます。	事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパーなど再生品の使用、製造・販売拡大に努めます。
③ 生ごみ等の減量化・資源化	生ごみ減量化処理機器の利用などにより、生ごみ等の減量化および資源化を図ります。	生ごみ減量化処理機器の利用などにより、生ごみの減量化および資源化を図ると共に、食品リサイクル法に対応します。
④ 家庭用電気製品のリサイクル	家電リサイクル法等に規定された家庭用電気製品については、定められた方法によるリサイクルの促進に努めます。	家電販売店等は、法に規定された家庭用電気製品を市民から引き取り、メーカーに引き渡す方法によりリサイクルに努めます。
⑤ 建設資材等のリサイクル	建築資材等がリサイクルできるもの、すべきものであることを理解し、解体工事等を発注した場合には、適正に処理されているかを確認します。	法に定められた分別解体等を行うとともに、分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物をリサイクルします。 また、建設資材廃棄物のリサイクルにより得られた建設資材の使用に努めます。
市	① 市自らも庁舎内等におけるごみの減量化・資源化に努め、積極的にグリーン購入を推進し、公共工事等においては、再生資源等の使用に努めます。 ② リサイクルの具体的な取組例や資源化ルートの情報提供を行い、廃棄物のリサイクルに向けた事業者の自主的な取組を支援します。 ③ 熔融スラグの利用やリサイクル促進について、国等に働きかけを行います。	

※1 その他の紙：包装紙、紙袋、紙箱、トイレットペーパーの芯、手紙など。

※2 オフィス町内会：一定地域の事業所が協力し合って古紙回収業者の回収便を利用し、オフィス古紙のリサイクルに取り組む活動。

#### 4 その他、市が講ずべき方策

市民・事業者との協働でごみ発生・排出抑制を推進するため、ごみ処理の現状や課題、法律や制度の仕組みなどの内容について周知し、「3Rの推進」を図るとともに、新たな仕組みづくりなど、リサイクル関連施策を進めます。

##### (1) 主な周知・啓発事業

- ① 児童や生徒に対するごみ教室の開催や啓発冊子の発行
- ② ごみ分別パンフレットや収集カレンダーの発行
- ③ 外国人向け分別パンフレットの発行
- ④ スマートフォン用にごみ分別アプリの配信
- ⑤ 広報紙やホームページによる周知啓発
- ⑥ ごみトークやごみ問題学習会の開催
- ⑦ アイクルフェアなどイベントの開催
- ⑧ クリーンよこすか市民の会、ごみダイエット推進員などとの市民協働による啓発活動
- ⑨ リサイクルプラザ“アイクル”施設見学による分別排出の周知
- ⑩ 南処理工場施設見学による燃せるごみ・粗大ごみの適正処理の周知
- ⑪ 多量排出事業者に対する指導
- ⑫ 集積所における排出指導

##### (2) その他の関連施策

- ① 新たな減量化・資源化策の研究  
環境負荷と処理経費に配慮しつつ、本市に適した効率的な減量化・資源化方策を研究します。
- ② リサイクル法の周知・啓発  
容器包装リサイクル法ほか各種リサイクル法について、市民・関係事業者への周知・啓発を図ります。
- ③ 家庭ごみ有料化の検討  
ごみの排出抑制をより一層進めるため、ごみの減量化や受益者負担の適正化を目的とする家庭ごみの有料化について、当面の間は導入の予定はありませんが、将来的な必要性を考慮して、導入の効果や有効な方法などを検討していきます。
- ④ 廃棄物処理手数料の見直し検討  
ごみの排出抑制およびリサイクルの推進を図るために、市施設に直接持ち込まれるごみの処理手数料について、処理経費を踏まえて見直しを検討します。